

令和8年3月10日

瀬戸内市議会議長

小野田 光 様

瀬戸内市議会議員 相澤 忠明

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期 間	令和7年8月18日（月）～8月20日（水）
研修会名	令和7年度市町村議会議員研修 テーマ「地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～」
開催場所	全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎2-13-1）
研修目的・ 内容	<p>目的；地域住民の代表である地方議員には、多様な住民ニーズに適切に対応した地域づくりに資するため、自らが政策を提案し、条例を立案する「政策法務能力」が求められる。</p> <p>講義により、地方議員に必要とされる政策法務に関する基礎的な知識を学びながら、グループ演習では、条例骨子案などを作成し、条例立案の流れを実際に体験するなどポイントとして政策提案に必要な能力を養う機会とする。</p> <p>内容；</p> <p>講義；地方議員と政策法務、新潟大学副学長教授宍戸邦久氏</p> <ul style="list-style-type: none">・地方分権改革が進むとともに条例づくりが求められるようになった。・地域の自治から企画立案していこうという機運が高まっている時が来ている。・市町村の自治体は「行政の最前線」であると言える。・上手くいった政策とは、その内容の目的共有が出来たのかどうかである。・条例などを解釈するということは、その市町村の自治体の運営をするということにつながる。・政策の提案提言は法令などに基づく市民の思想ともいえる。



- ・これまでは地方分権を進めることにより、条例が必要になってきた。
- ・このことに伴い、地方への事務がかなり増えた。
- ・この2点によって、市町村合併が大幅に進んだ。
- ・地方創生とは、他の地域には無い良いところを①発見する。
②ものにして、育む。③引き継ぐことである。
- ・自分の地方は自分たちで決めごとを決める。このことが条例であり、国は法令である。

例；長崎市では急こう配が多いという地域特性に応じて、国の道路基準に市独自の条例を制定した。

- ・地方分権はなぜやるのか？→住民福祉の増進のためとも言える。
- ・地方分権のベクトルは、権限移譲と事務に対する法令による義務付けと枠付けの見直しから成り立つ。

講義；法制執務の基本、関西学院大学法学部教授小川大和氏

① 法とは何か？条例の位置づけ

- ・人の意思にかかわらず強制出来る（法の強要性）
社会的に支持を得ないと実際には機能しない（法の実効性）
- ・国の法には憲法、法律、政令→府省令。地方団体の法には条例と規則がある。

- ・条例とは地方公共団体が議会の議決を経て制定
規則とは地方公共団体の長や行政委員会が制定
- ・法ではないものに要綱、行政実例、通知、運用指針などがある。
- ・法の一般原則として①平等原則②信義誠実の原則③比例原則④権利濫用の禁止の原則

② 条例の解釈の仕方

- ・法令適用の3段階として、1) 事実の確定（事実認定）、2) 法令の発見、解釈、3) 法令の適用<具体事件に対して法に当てはめ>
- ・解釈の方法として、1) 文理解釈；法令の規定の文字に即して解釈、2) 論理解釈；法の全体的な趣旨・目的を考えてそれに合うように解釈、条例は目的が大事。
- ・地方自治の本旨とは、自治行政が、地域の住民自らの責任と負担の下、その意志に基づいて（住民自治）、国から独立した地方公共団体の事務として自主的に処理される（団体自治）べきことを求めるもの。

③ 条例立案の留意点

- ・主な法令用語
- 1) 「及び」「並びに」、一番小さな連結は「及び」、他は「並びに」。
- 2) 「又は」「若しくは」、一番大きな連結は「又は」、他は「若しくは」。
- 3) 「以前」「以後」は基準時点を含む。「前」「後」は含まない。

	<p>4)「以上」「以下」は基準数量を含む。「超」「超える」「未満」は含まない。</p> <p>グループ演習；条例立案演習</p> <p>全57名の参加者が10班に分かれて2日目の終日、条例立案の演習に取り組んだ。</p> <p>演習発表；</p> <p>最終日に各班が立案した条例の発表を実施した。</p>
<p>所 感</p>	<p>本研修を受講して残った最も率直な感情は、「条例は文章だが、文章以上に重い」という実感である。条例は制定して終わりではなく、解釈され運用される過程で、住民生活や行政実務を少しずつ形づくる。その入口に立つ議会側が、課題をどう見立て、目的をどう言語化し、どこまでを規律し、どこに裁量を残すのか。その選択の積み重ねが、自治体の姿勢として現れるのだと理解した。</p> <p>講義では、地方分権の進展により自治体に条例づくりが求められる背景や、政策がうまくいくかどうかは目的が共有できているかにかかるといふ指摘を学んだ。私はこれまで、課題を見つけると「どう直すか(手段)」へ思考が飛びがちで、目的の確認や共有を後回しにしてしまう場面があった。しかし、目的が曖昧なまま制度設計に進めば、条文が整って見えても運用の迷いが生じ、結果として住民に不利益をもたらす可能性がある。その怖さを、自分の課題として引き受けたいと思った。</p> <p>加えて、法体系・解釈・法制執務の基本に触れ、接続詞や基準時点の表現など、一見些末に見える差が、適用範囲や説明の明確さを左右し得ることを学んだ。ここはまさに「温故知新」で、華やかな新手法よりも、基礎の理解と点検の積み重ねこそが、最終的に実効性を支えると感じた。</p> <p>今後は、条例提案を“成果物づくり”として目的化せず、①課題把握と事実確認、②目的の言語化と共有、③手段の比較検討、④条文の明確化と上位法との整合、⑤運用と検証まで見据えた制度設計、を意識して議員活動に取り組みたい。本市の具体課題に即して、必要な論点はどこにあるのかを丁寧に掘り下げ、住民に説明できる提案として形にしていく決意である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>